時事新報

官邊に商賈の思想あらんことを願ひ

と題して本月十二日の紙上に大藏省の過なる日本銀行の事を論じたりしが今ゝゝは農商務省に關するプールスの一事を云はんに抑も此プールス法の我商賈取引上に行はるる可らすして官民双方の爲めに不利なるは最早や世間に疑ふ者もあらざれば今更その細論は姑く之を擱き我輩の不審に思ふ所は斯くまでに實地に不適當なるものが何故に一時勢力を得て實際に行はれんとまでに至りしやの一事なりプールス法の主眼とする所は從前我相場所に行はれたる株主組織を廢して會員の集會所に改めんとするに在り即ち從前の組織に從へば場所に賣買を約する者は其相手の離れ彼れを問はず唯中央の會所に信用を置き萬々一間違のときには會所をして其責に當らしめて損害を被るみとあく會所は兼て仲買より預り置きたる身元金を第一の保證として賣買を命令ひ御は是れにても足らざるときは會所の資本即ち株金を以て償ふが故ゝ賣買共に至極安全なるに引替へプールス法は會員と會員と相對して賣買を約し其責の歸する所は一個人たる仲買に在るのみなれば保證の根本薄くして安全ありと云ふ可らず保證安全ならざれば賣買は活潑なるを得ず強ひて活潑あらんとすれば其際に自から反則の道路を求るも亦人情の常にして此法一たび行はれんは天下の相場所をして頗に衰頽に至らしむるか然らざれば無數の罪人を生ず可きのみ又從前の相場所は納稅の法にて既に明治二十二年度の歳計豫算に米商會所稅六萬八千五百二十七圓、株式取引所稅十一萬千七百九十二圓、二項合して十八萬餘圓の高あり然るに今プールス法に從へば會員たる賣買人幷に仲買人にも納稅の義務なきが故に政府は毎年十八萬圓の歳入を失ふ者あり政費多端の今日新に稅源を求るの最中何を苦しんで實稅源を棄てんとするや一切その理由の所在を知る可らず左れば唯以上の二箇條のみにても公私の不利は明白なるに尚も一時この不利なる新法を悅び在來の相場所を擧げて塵滅に歸せしめんとして今日曾は其運命を半空に懸け徒ゝ商賈社會の人をして疑懼の念を抱かしむるとは實に不審なる次第なれども遂て其然る所以を尋ねれば是亦その筋の人に商賈の思想乏しきが故なりと云はざるを得ず商賈の思想なき人は都て商賈を輕んずるのみならず又隨て之を厭ひ惡むの情あきを得ず殊に相場取引の如きは之を目して投機と稱し博奕と罵り凡そ士君子の風上にも置く可らざるものとは當時の士族學者流の定論、累世遺傳の性質なりし程の次第にして今は文明開化の時節、相場も亦大切なるものなりと與論ゝゝに定まりて自分も口には之を唱ふれども何分にも心の中には釋然たるを得ず扨々相場所は面白からぬ場所なり相場商人は賤しき人物なり何かを之を憑藉して高尚ならしむる方便はなかる可きやと思ふ折柄、西洋諸國にはプールスなるものありて云々との事を傳聞し兼て西洋心酔の餘り、忽ち之を聞て忽ち之を信じ法の出處が西洋とあれば必ず妙法あらんとて來ゞ自國從來の相場法を評ずるに遽あらず直に他を採用して書物洗濯の用に供せんとしたるものに過ぎず尚も商賈取引の實地を知り其由來習慣を明にし其細事情を評にしたらんゝは斯る間違はある可らざる筈なるに却て然らずして一朝の信心匆々の間に大波瀾を生したるは商賈の思想に乏しきが故にして一歩を進めて其本源に溯れば日本士族流の遺傳に由來するものと斷定せざるを得ず士人が商賈を輕んずるの弊害もゝゝに至りて極まると云ふ可し又或人の觀にプールス法の行はる可らざるは固より然りと雖も其法の中に自から取る可きものあるゝあらず例へば米商會所にて米を賣買するにプールス法ゝ從へば各種の米の見本を拜べて其一種づゝに就き賣買を決するが故ゝ肥後米を買はんとする者は肥後米を得べし筑前米を賣らんとする者は筑前米を渡す可し各その思ふ所の品物を受渡するは便利なりと云ふ者あれども商賈世界の實際には自から便利の習慣を成し例へば東京の米商會所にて賣買する立米は武州米あれども實際の受渡は必ずしも武州米ゝ限ら ず越後の米商が定期を以て武州米を賣り期限に至れば定まりの價格に從て越後米を渡す可し唯買方ゝて引取米の種類を擇ぶの權なくして時としては所望外の品を授けらるゝの憂ありとのみとあれども斯る場合には正米取引の筋に就き交換又は賣買の道もある可し若し或は是非とも相場所にて引取の品柄を擇ばんとて之を冒む者もあらんには其筋に從ひ特に日を定め時を限りて立會を催はすも可なり唯是れ從前の規則に少しく追加するのみゝして事足る可し今日に至りては各地方の米商人はプールス法の實地ゝ施す可らざるを知ると同時に又みれを廣ゝるの容易あらざるを推量して乃ちプールス法の箇條に就き其要用の點を改め此處に一條、彼處に二條と次第〳〵に體よく束縛を免かれ名はプールス法にして實は從前相場所の株式組織にせんとて巧に外面を裝はんとする者さへなきゝあらず之を喩へば家屋の日本作りは相成ず之を破壞して西洋流に致せと命せられ扨實際に至りて不適當なるゆえ外面丈けは西洋流を裝ひ其内部は則ち日本にして先づ疊を敷き火燵を開け椅子テーブル等を取除き起居暖食都て從前の日本風ゝ改るに異ならず斯の如きは則ちプールス法の精神に戻るのみならず苟も法のあらん限りは時としては内部の吟味も亦要用なれば其吟味の時ゝは必ず多少の反則人を發見するとならん正面に法に從へば取引は行はる可らず之を行はれしめんとすれば其法を改め盡して書法の再生を見る可し、其再生を防がんとすれば常に罪人の靈をみとなかる可し、何れの點より見ても プールス法は商賈の思想より發したるものとは云ふ可らざるが如し

前號より本紙に至るまで我輩の論點は唯政府の筋の人々をして商賈の思想を抱かしめんとの趣意にして大藏省と農商務省とに關係ある日本銀行の事とプールス法の事とを例證にして掲げたれども尚ほ此他に求れば類例の多きみと枚擧に遑あらざる可し日本政府は士族學者流の微溜にして施政上に美なるもの甚だ少なからず實ゝ諸外國に對しても誇る可き事實ありと雖も一利一弊は人間に免かる可らず金銀商賈の事に至りては時としては机上の理論を以て天下の活運動を制せんとするものあきに非ず殖產の爲めに憂ふ可きの甚だしきものなり我輩が國會の開設に就ても望を言論の士に著けず して議員には何卒商賈實地の人を得んとて之を渴望するも之に依て聊か政府の缺を補はんと欲するの微意のみ

雜報

○農商務省の考案は如何ん 近頃米價騰貴せるに就ては我經濟上の一變動を惹起し第一多數細民の困窮を爲り延いて容般の商況を沈靡し實業も爲に意々不振の實況を呈し容易ならざる事情を醸し來りたるより目下輿論頻々金融の救濟策と共に米價洗靡を和らぐるの方法を講じて止ず一說には今の應急は全く奸商等相謀て私利を營むが爲に漫ゝ買上ぐるの結果なれば政府は宜く其實際を調査して之を制するの方法を設くべしなど云ふ者あれども固より信ずるに足らず既に今日の取調に依れば實際昨年の作米不出來にて全く米穀の缺乏に原因せること明白なるが如し時事新報は過般來頻に外國米輸入の事を勸誘し且つ之を米相場の格付に加入すべしと迄論じたるみとあるが今又右に關し最も熱心に取調中なる農商務省の意見如何んを聞くに目下同省にては前田次官齋藤商務局長など日々之が調査に專らにして遠く十餘年前に迄溯り米穀產額の統計を取り又他に種々の參考書類を集めて考察する處ある由なるが徹頭徹尾昨年產出の米穀は不足を告げたるみとを認定したるが如し現に其取調べたる統計表に依るに最近三箇年間全國米穀產出高の平均は三千三百餘萬石に過ぎず と先づ此概算を信ずべきものと假定して彼是逆引勘定を立れば昨年の產額は前三箇年の平均よりも實に五百六十萬石を減じたる次第なり尤も先年は豐作引續き需用ゝ餘裕あり或は外國へ輸出するゝ百萬石にも及びたる次第なれども既に前記の如く五百六十萬石の減額とあるからは迚も我四千萬の人口を養ふて引足らざると明白あらん左れば同省今日の評議に在りても此不足を補はんが爲め外國米の輸入を決行するゝ最も適當なるべしとの考案なりと云ふ外國の輸入米は既に十餘萬石に及び更に約定の分も十餘萬石あり雙方二十五萬石もあるべきまれども唯是丈にては未だ現在の米價ゝ差響を與ふるに足らず到底今夏中には百萬石内外を輸入するゝを要すべし斯くも巨額の米穀を輸入する以上は爲に莫大の資金を要しなか〳〵幕常商賈人の手ゝて仕繰べくもあらざれば政府は此際右の輸入者に對して何とか資金調達の便を工風せざるを得ざるべし或は一時特別に日本銀行より之を借與するとにせんとの考案もありと併し同省は全體ゝ於て成る丈干渉せざる趣旨にて目下取調中の諸材料の如きも唯今日の參考に供し且つ將來の用意に調査の必要を感じたるに由るとなりと云へり

○農商館の模樣（十二日の續き） 又少しく枝葉の事に移れど一寸茲に報ずる事あり館内の陳列品にて其代價の最も高き品々は去る十二日の紙上に記載せしが東京府等の未だ表價しあらざりし品も其後追々價付の札を掲ぐるに至りたれば更に其中より高價なるものを摘記せんゝ東京府淀川忠助氏出品の七寶畫史屏風（八千圓）を最高とし同齋藤政吉氏出品の蒔繪屏風（五千圓）同安田松五郎氏出品の佛壇（千七百圓）同加藤豊七氏出品の象牙彫花筒（千五百圓）同鈴木玄平氏出品の薩摩燒花瓶（千二百圓）同菊地剛二氏出品の象眼入銅花瓶香爐（千二百三十圓）京都府並河靖之氏出品の鋼七寶花瓶（千圓）等にて已に記載したるも分を加ふれは今は代價千圓以上の陳列品も都合十三品とはなりぬコの唯斯る高價の出品もありとの事を報じたる迄にて此程の紙上にも云ひし如く代價の高ければとて此品々が悉く他に抽でゝ壹匠も技術も立優たりと云ふ次第には非ず之を知るべし 夫は兎も角右は昨日までに表價したる分あれ共其未だ表價せざる分にも尚ほ千圓以上の品一二個位はあるならんか又兩三日前よりは府下の出品も追々增加するに至り隨分見事の品もあるやうなるが中にも竹内兼五郎氏出品の木彫神武上一丈近くもある引寄するの力あり某氏（未だ出品者ゝ風等も隨分人足を は尚ほ多少報ずべ 讓るとして扨前の 墨圖の友禪樂屏風 號にも記載したる を凝らし技術を 評判も頗ゝ宜しき 百四十圓とあり初 ゆれば五十圓丈け 青松二株あり左に 竿へ染物地二筋を には一面染垣あり ける樣を友禪染に く刺繍の變りたる 巻く出來たれども るは染物を曝せる くとか戸帳を見せ て其意想の更に此 として敢て書畫を 聞ふべく且つ其染 るものの雨樣を て全體に風致を添 樣ゝ金絲を使ひし 喜ばしむるには兎 ゝ是等は固より些 遺憾あるから白玉の 露國使節開 （露人 新し 十月十三日 氣あるのみ此頃の り輝き嶋嶼と海上 地平を離れし如く 水の光るが如し夕 顯はるゝや否や最 は大なる蝋燭の如 明らに其環を見た えたり

十八日十九日 我 り最早歸着すべき 此事に就て種々心 以て御檢覽を申遣 は彼等屢々來訪す 親密にし一は彼等 想を知らしむるの 辨官の下役なれば 始て我艦に來りし 等は我等より何に 今日大江三郎助も 申込みさり即ち明 りて對岸に至り彼 コルヴェット艦を 餘艦の小舟を引連 を恐るゝ故なり我 寄すあるより却て ば可ならんと彼等 さしは三郎助と共